

嘉手納エアロクラブ所属のセスナ機墜落事故に対する意見書

10月24日午後6時35分頃、米空軍嘉手納基地の飛行機愛好家で作る「嘉手納エアロクラブ」のセスナ機が名護市真喜屋のサトウキビ畑に墜落するという事故が発生した。

セスナ機の墜落現場近くには小学校や住宅等もあり、国道58号にも隣接している。一步間違えば住民をも巻き込む大惨事に繋がる可能性もあったことから、県民や周辺住民へ大きな不安と恐怖を与えた。

嘉手納エアロクラブの所属機は平成11年12月にも本市在の嘉手納弾薬庫地区内に不時着する事故を起こしている。当時、米空軍は住宅地上空の飛行経路を廃止することを約束しているが、本市や基地周辺の住宅地上空を飛行する様子が日常的に目撃されており、基地周辺の民間地域にも墜落事故の危険性は大きく、今回の墜落事故についても到底看過できるものではない。

また、今回の墜落事故で県警が原因究明のため事故機の差し押さえを要請したが米軍に拒否されるなど、民間地域における米軍側の対応に不審を抱くものである。

このような米軍に起因する事故が起きるたびに抗議行動等を展開し、再三再四にわたり「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れたにもかかわらず、またしても墜落事故が起きたことは米軍の事故に対する認識の甘さと再発防止策に問題があると言わざるを得ない。

よって、うるま市議会は市民の生命・財産と平穏な生活環境を守る立場から嘉手納エアロクラブ所属のセスナ機墜落事故に対し、嚴重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 事故原因を早急に究明し、速やかに公表すること。
2. 嘉手納エアロクラブの所属機の住民地域上空での飛行を禁止すること。
3. 住民へ与えた損害については誠意をもって対応すること。
4. 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年11月17日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長